

公共施設マネジメントの推進について

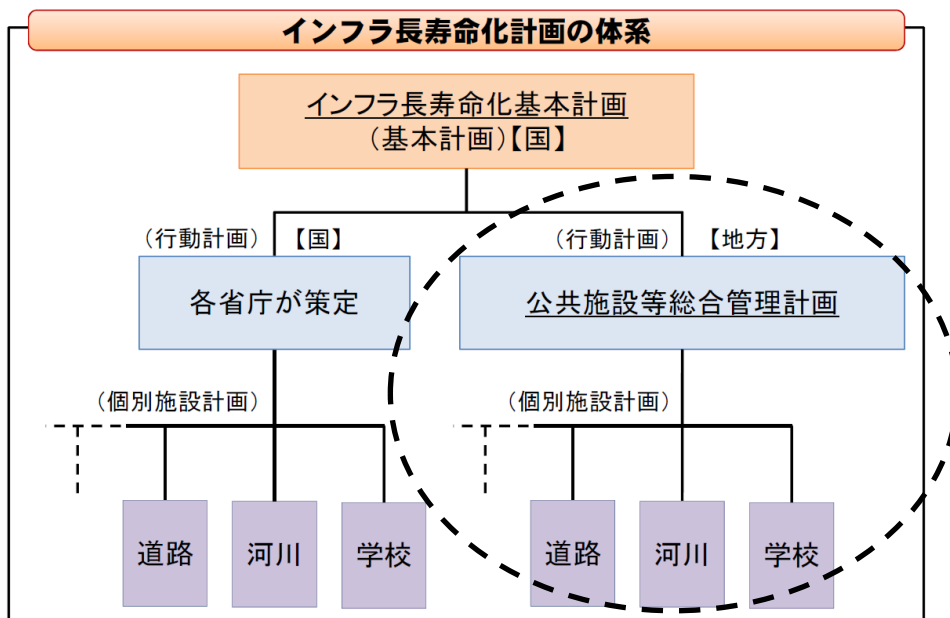
1. 公共施設等総合管理計画について	2
(1) 国のうごき	2
(2) 公共施設等総合管理計画のポイント	2
(3) 本市の状況	3
2. 下関市公共施設等総合管理計画案（概要）について	6
(1) 体系	6
(2) 構成	6
(3) 対象施設	7
(4) 計画期間	8
(5) 中核市との比較	9
(6) 更新費用の推計	12
(7) 基本理念	14
(8) 基本的な方針	15
(9) 基本目標	22
(10) 施設用途別の方針	24
(11) 本計画の管理の仕組み	30
3. 諮問・答申について	31
(1) 下関市公共施設マネジメント推進委員会の活動状況	31
(2) 答申の主な内容	31
資料	
・ 諮問書	35
・ 答申書	37

1. 公共施設等総合管理計画について

(1) 国のうごき

ア インフラ長寿命化基本計画（内閣官房）

(H25. 11. 29 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決)



イ 総務大臣通知（H26. 4. 22 総財務第 74 号）

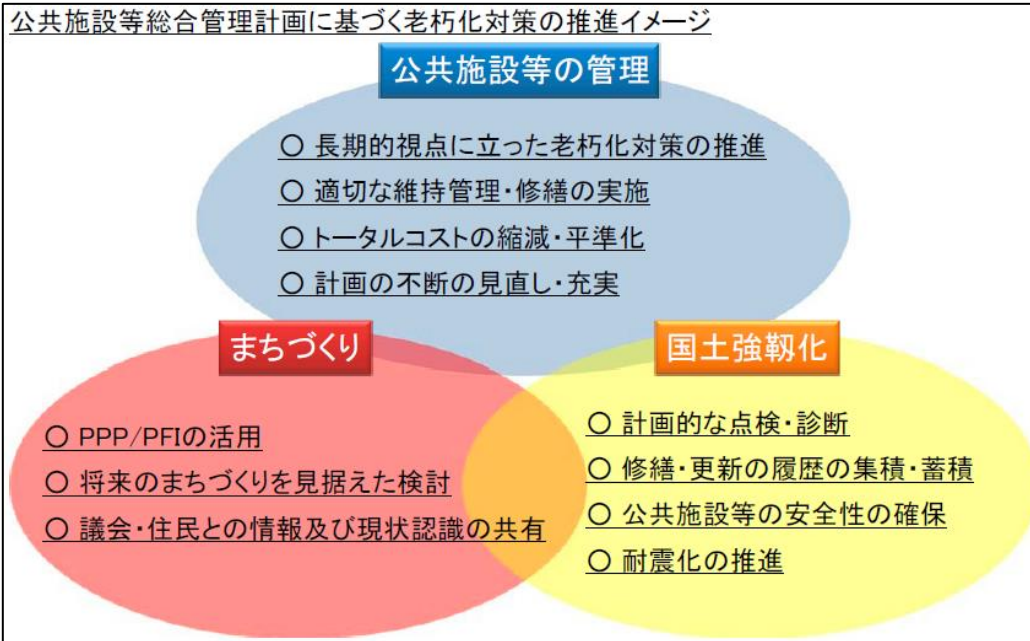
「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」

ウ 総務省自治財政局財務調査課長通知（H26. 4. 22 総財務第 75 号）

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」

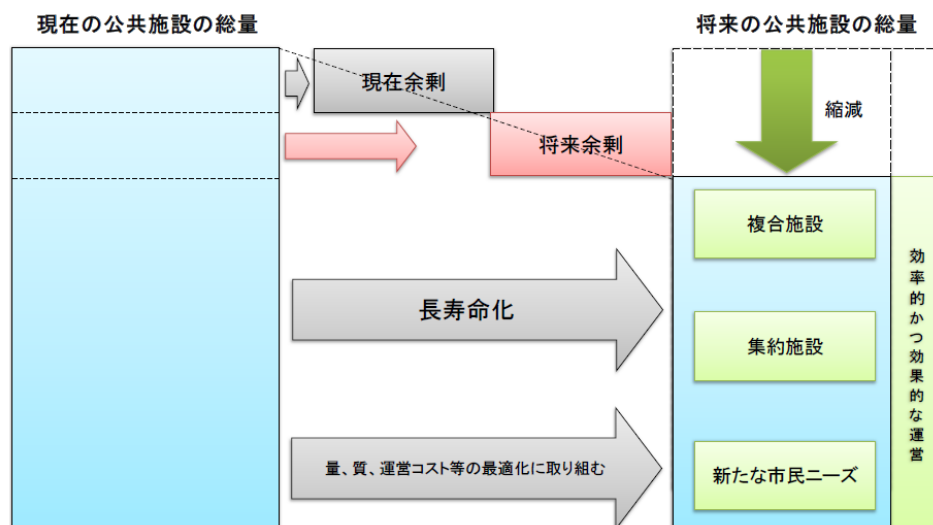
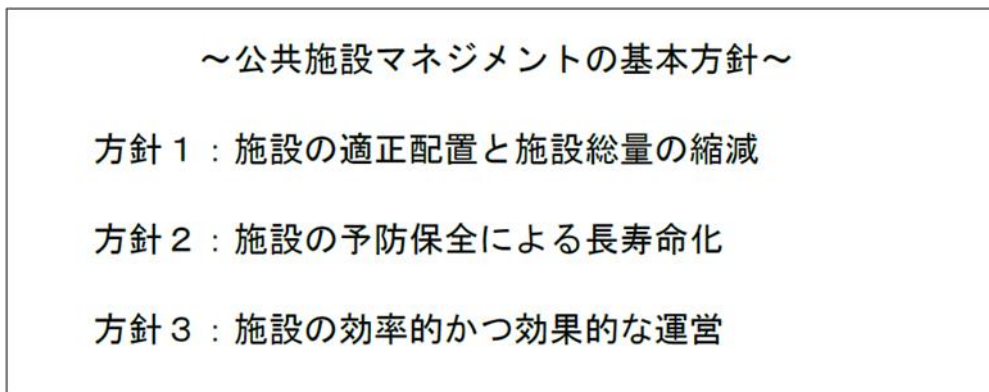
(2) 公共施設等総合管理計画のポイント

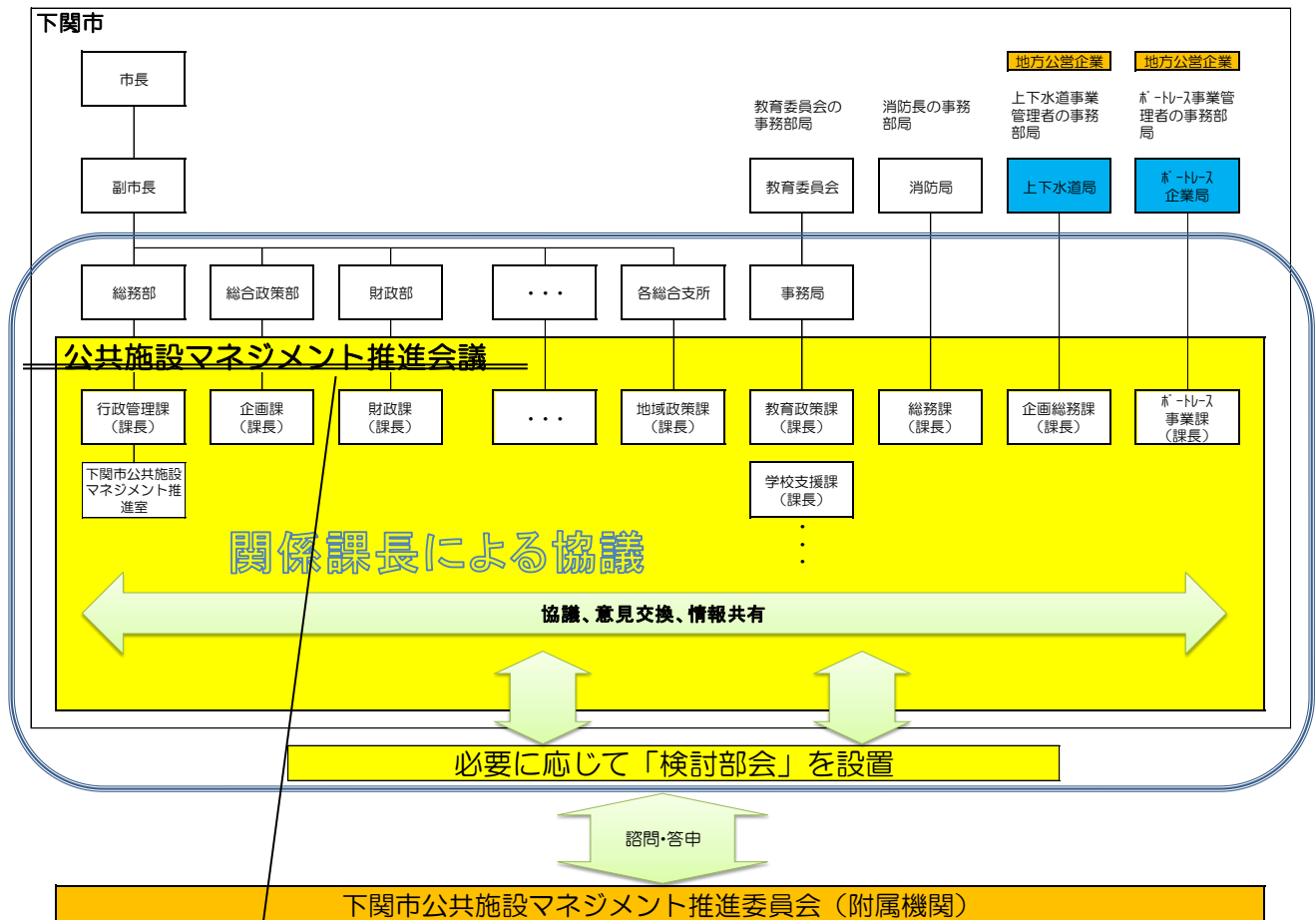
1. 10年以上の長期にわたる計画とする。
2. ハコモノに限らず、地方公共団体が所有するすべての公共施設等を対象とする。
3. 更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載。



(3) 本市の状況

ア 下関市公共施設マネジメント基本方針 (H27.3 策定)





(設置)

第1条 公共施設マネジメントを円滑に推進するため、公共施設マネジメント推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、概ね次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公共施設等総合管理計画に関する事項。
- (2) 公共施設の施設評価に関する事項。
- (3) 公共施設の長寿命化に関する事項。
- (4) その他公共施設マネジメントの推進に関し必要となる事項。

ウ 公共施設等総合管理計画の策定に向けた手順（平成 27 年度）

==スケジュール（予定）==

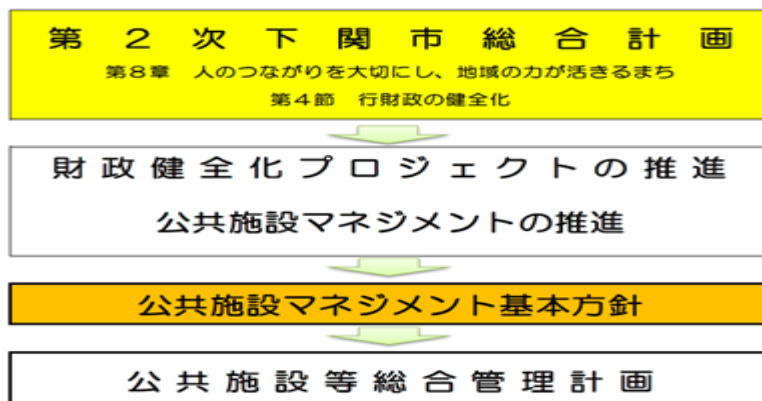
6月24日	第1回 公共施設マネジメント推進会議
7月23日	第2回 公共施設マネジメント推進会議
8月20日	第3回 公共施設マネジメント推進会議
9月 7日	総務委員会 （報告）市民アンケート分析結果
10月 1日	第4回 公共施設マネジメント推進会議（予定）
10月13日	公共施設マネジメント推進委員会（附属機関）開催
11月30日	公共施設マネジメント推進委員会（附属機関）答申
12月 4日	総務委員会 （報告）公共施設等総合管理計画（案）
12月下旬	第5回 公共施設マネジメント推進会議（予定）
12月下旬	パブリックコメント実施（約1箇月）
2月	総合管理計画策定
3月	総務委員会 （報告）公共施設等総合管理計画

※公共施設マネジメント推進委員会からの答申については、別添資料参照

2. 下関市公共施設等総合管理計画案（概要）について

(1) 体系

第2次下関市総合計画第8章第4節に基づく体系の中で実施する。



(2) 構成

全5章で構成する予定であり、以下の内容を想定している。

第1章 下関市公共施設等総合管理計画について

1. 1 背景と目的

1. 2 位置付け

1. 3 対象施設

1. 4 計画期間

第2章 現状と課題

2. 1 本市の概況

2. 2 人口の現状と課題

2. 3 財政の現状と課題

2. 4 公共施設等の現状と課題

第3章 基本的な方針

3. 1 基本理念

3. 2 基本的な方針

3. 3 基本目標

第4章 施設用途別の方針

4. 1 公共施設

4. 2 土木インフラ施設

4. 3 企業会計施設

第5章 本計画の管理の仕組み

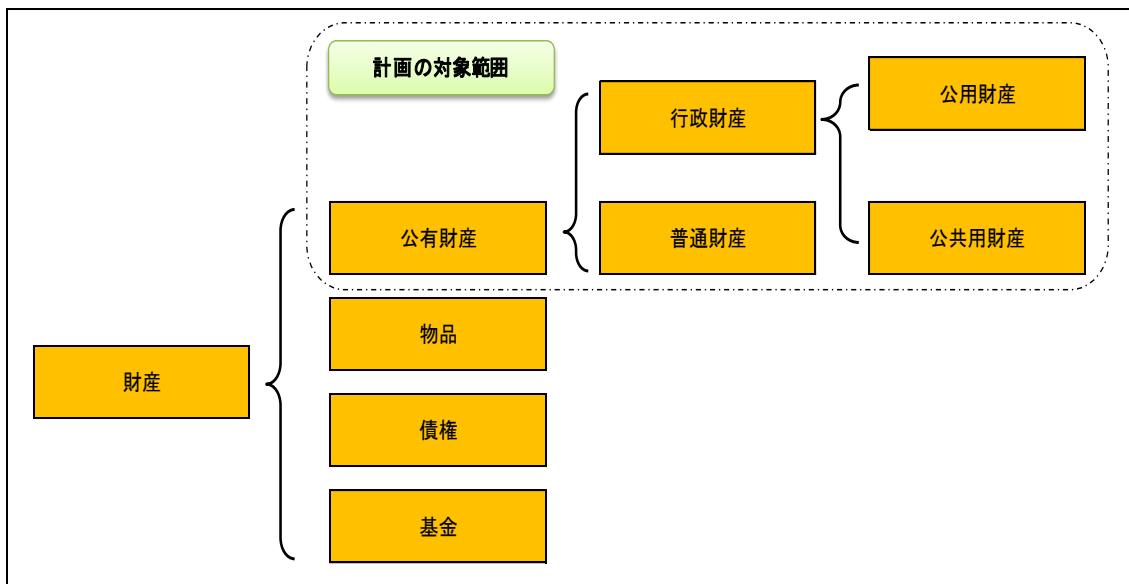
5. 1 全庁的な取組体制の構築

5. 2 計画の進行管理及び見直し方法

※左のうち、□で囲んだ箇所について、次頁以降において概要を説明

(3) 対象施設

基本方針において定義した公共施設に加え、道路・橋梁等の土木インフラ施設、上水道、公共下水道等の企業会計施設を含めて「公共施設等」として、以下の施設用途別に管理する。

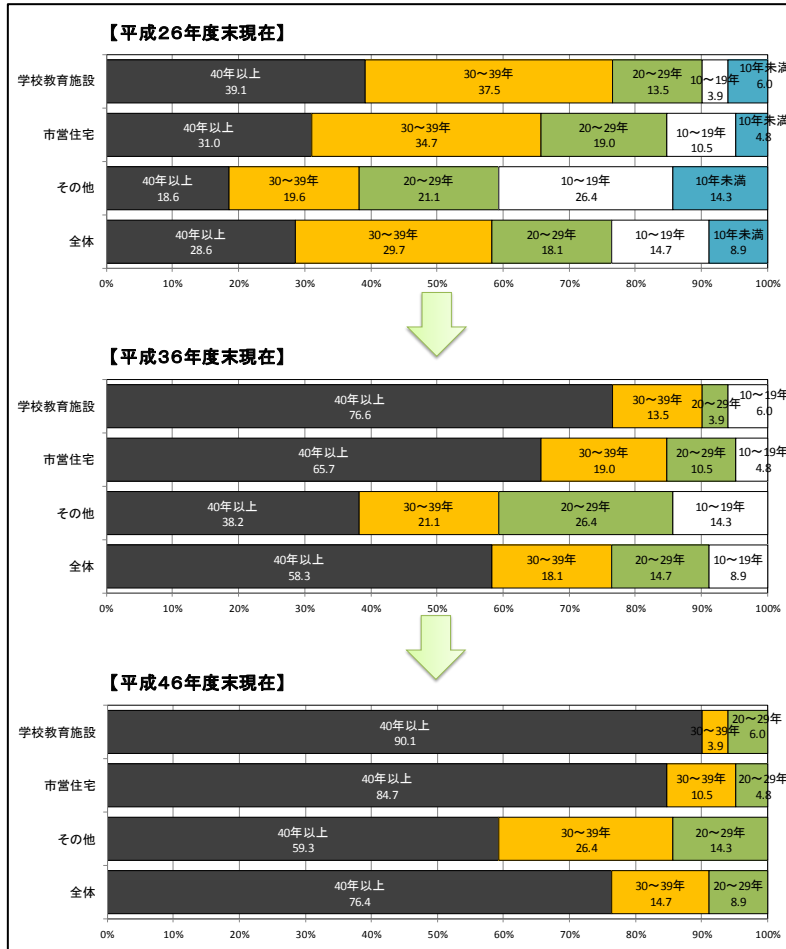


		施設用途別分類	区分
公共施設等 総合管理計画	公共施設	庁舎等施設	庁舎、事務所
		集会施設	ホール、公民館等、集会場、その他研修施設
		文化施設	図書館、ミュージアム・博物館等、文化財保存施設
		スポーツ施設	体育館、プール、その他スポーツ施設
		医療保健福祉施設	病院・診療所、保健・健康増進施設、老人福祉センター、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、その他医療保健福祉施設
		保養観光施設	宿泊施設、キャンプ場、その他保養観光施設
		産業振興施設	市場等、研究・インキュベーション、その他産業振興施設
		市営住宅等施設	市営住宅等施設、住宅施設
		消防施設	消防庁舎、その他消防施設
		児童福祉施設	保育所、児童館、児童クラブ、その他児童福祉施設
		学校教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、学校給食共同調理場、その他教育施設
		公園施設	公園施設（建築物）
		職員住宅	職員住宅
	インフラ施設	農業集落排水施設、漁業集落排水施設、港湾施設、環境衛生施設、その他インフラ施設	
	その他施設	書庫・倉庫、駐車場、駐輪場、公衆便所、その他施設	
	土木インフラ施設	道路・橋梁	舗装、橋梁、トンネル、道路附属物
		農道・林道	舗装、橋梁、トンネル
		河川	準用河川、普通河川
		漁港	漁港施設、漁港海岸
農業集落排水施設・漁業集落排水施設		管渠、施設	
港湾施設		港湾施設、海岸施設	
企業会計施設	上水道	管路、施設	
	工業用水道	管路	
	公共下水道	管渠、施設	
	豊田中央病院	豊田中央病院、殿井診療所、角島診療所、公舎	
	ボートレース	東スタンド、中央スタンド、西スタンド、外向発売所、整備棟、その他	

第 1 章 1.4

(4) 計画期間

平成 26 年度末現在で、全施設のうち、築 30 年以上の施設は約 58%に達し、また、築 40 年以上の施設は約 29%となっている。



一般的に、建物の建築から 30 年程度で、建物の改修や設備更新等の大規模改修が必要となることから、今後は老朽化に伴う不具合の発生が急激に増加するものと予測され、さらに、今後、10～20 年後には、建築から 40 年以上となる建物が急増するため、大規模改修に加えて更新の市民ニーズも高まることが予測される。

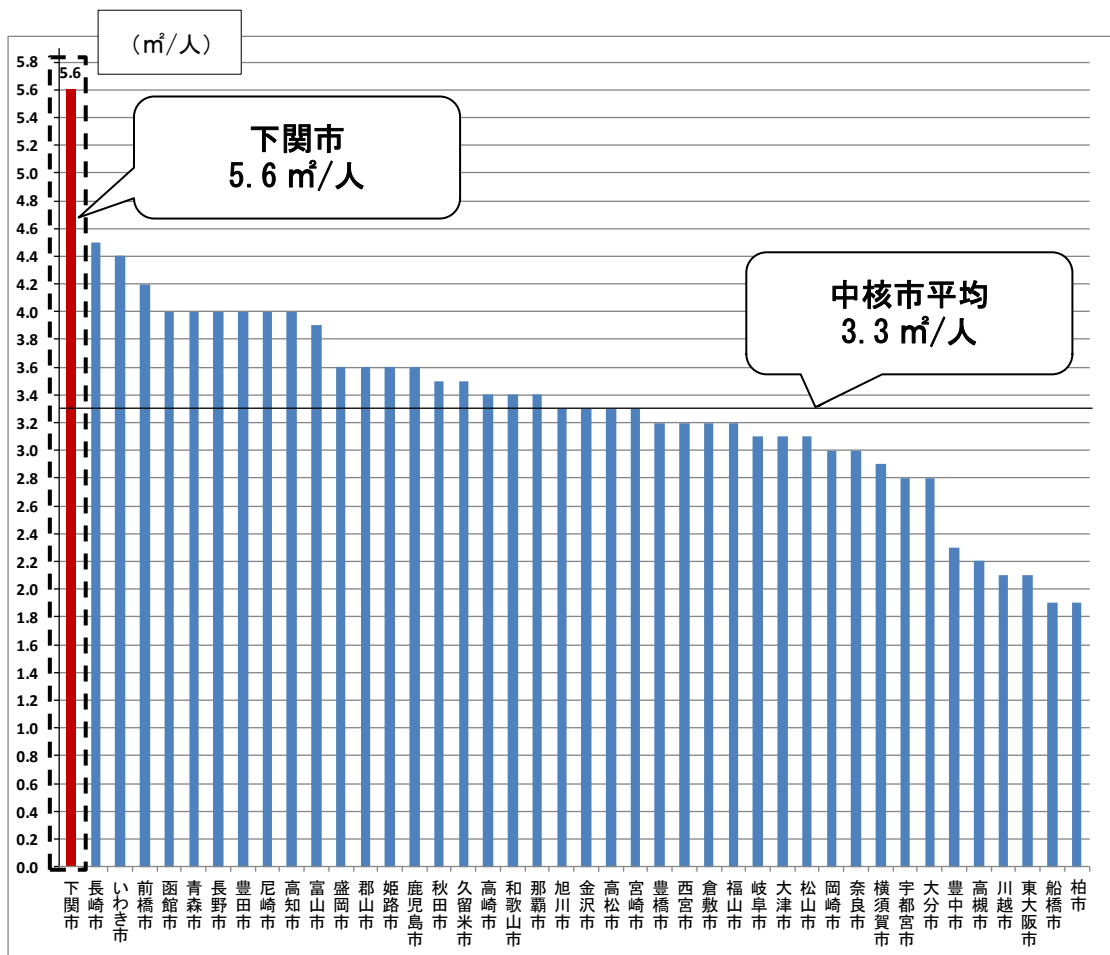
それまでの間に公共施設マネジメントを強力に推進していく必要があり、計画期間を、平成 27 年度から平成 46 年度までの 20 年間として設定する。

計画期間 平成 27 年度～平成 46 年度

(5) 中核市との比較

第2章 2.4

本市の人口及び公共施設延床面積を他の中核市と比較すると、本市の市民1人当たりの公共施設延床面積は5.6㎡と、中核市の中では最も多く、中核市平均の3.3㎡と比べると約1.7倍となっている。この状況からも、本市は施設の総量縮減に向けて取り組む必要がある。



平成25年度公共施設状況調査(総務省調査)より集計、グラフ化

中核市の状況 (平成 25 年度)

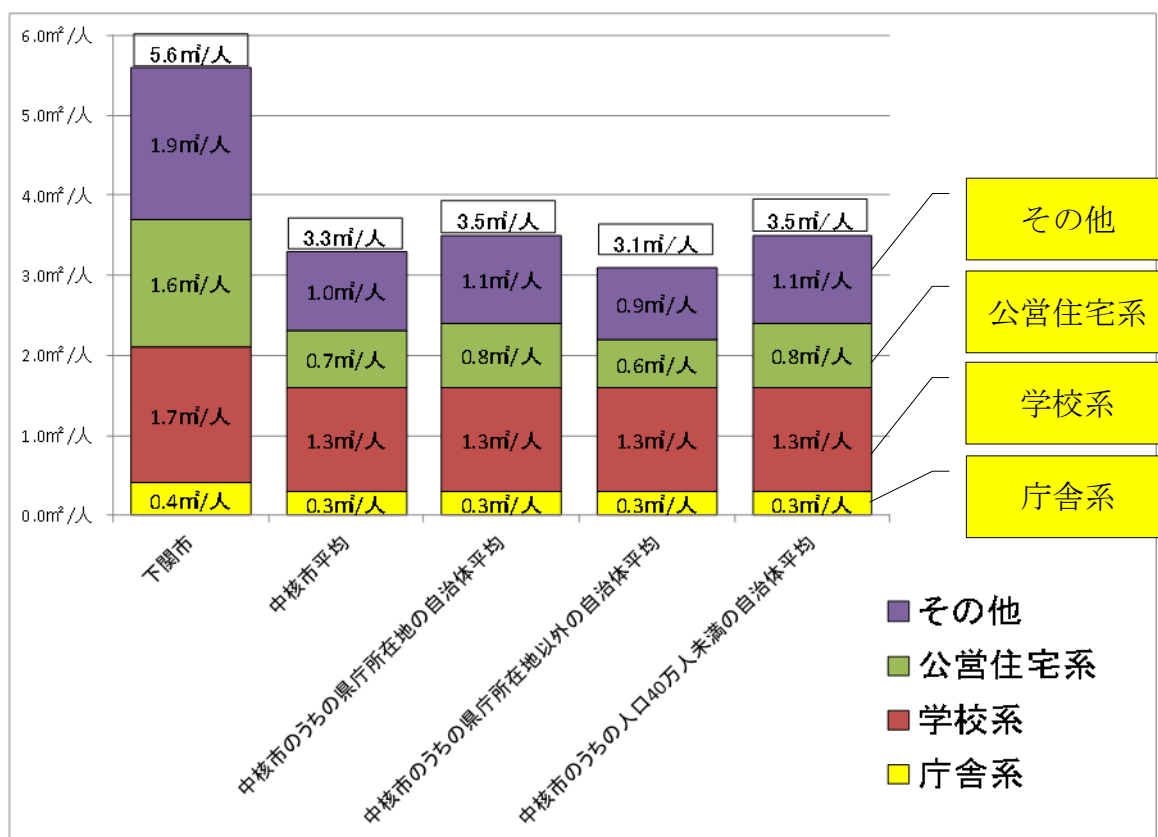
最高	下関市	5.6 m ² /人
最低	柏市・船橋市	1.9 m ² /人
平均		3.3 m ² /人

公共施設の部門別に、本市の市民1人当たりの公共施設延床面積を、「中核市平均」、「中核市のうちの県庁所在地の自治体(20市)の平均」、「中核市のうちの県庁所在地以外の自治体(22市)の平均」、及び「中核市のうちの人口40万人未満の自治体(21市)の平均」とそれぞれ比べてみると、いずれも本市が多いことがわかる。

中核市の各種平均との比較(市民1人当たり公共施設延床面積)

(単位：㎡/人)

区 分	庁舎系	学校系	公営住宅系	その他	合計
・ 下関市	0.4	1.7	1.6	1.9	5.6
・ 中核市平均	0.3	1.3	0.7	1.0	3.3
・ 中核市のうちの県庁所在地の自治体(20市)の平均	0.3	1.3	0.8	1.1	3.5
・ 中核市のうちの県庁所在地以外の自治体(22市)の平均	0.3	1.3	0.6	0.9	3.1
・ 中核市のうちの人口40万人未満の自治体(21市)の平均	0.3	1.3	0.8	1.1	3.5



平成25年度公共施設状況調査(総務省調査)より集計、グラフ化

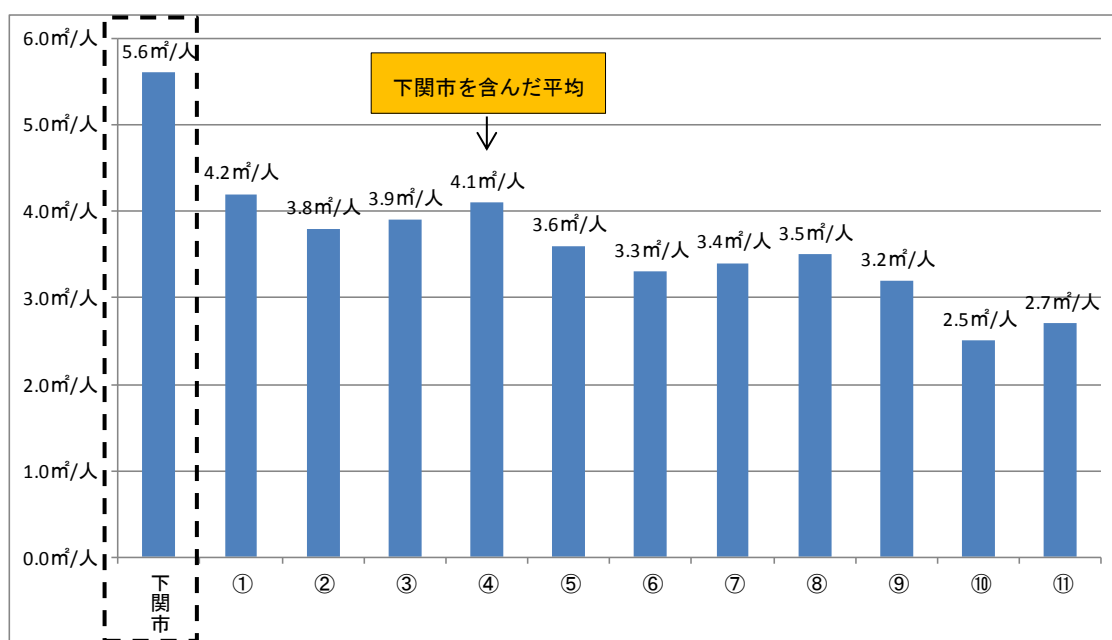
本市の市民1人当たりの公共施設延床面積を、中核市の行政面積別の平均と比較した場合でも、本市が多いことがわかる。

中核市の行政面積別の自治体平均との比較 (市民1人当たりの公共施設延床面積)

(単位：㎡/人)

区 分	市民1人当たりの 公共施設延床面積
下関市	5.6
行政面積 1,200K ㎡超の自治体(2市)の平均	① 4.2
行政面積 900K ㎡超～1,200K ㎡以下の自治体(2市)の平均	② 3.8
行政面積 800K ㎡超～900K ㎡以下の自治体(3市)の平均	③ 3.9
行政面積 700K ㎡超～800K ㎡以下の自治体(3市)の平均 ※	④ 4.1
行政面積 600K ㎡超～700K ㎡以下の自治体(2市)の平均	⑤ 3.6
行政面積 500K ㎡超～600K ㎡以下の自治体(4市)の平均	⑥ 3.3
行政面積 400K ㎡超～500K ㎡以下の自治体(6市)の平均	⑦ 3.4
行政面積 300K ㎡超～400K ㎡以下の自治体(5市)の平均	⑧ 3.5
行政面積 200K ㎡超～300K ㎡以下の自治体(5市)の平均	⑨ 3.2
行政面積 100K ㎡超～200K ㎡以下の自治体(5市)の平均	⑩ 2.5
行政面積 100K ㎡以下の自治体(5市)の平均	⑪ 2.7

※下関市は④に含む。

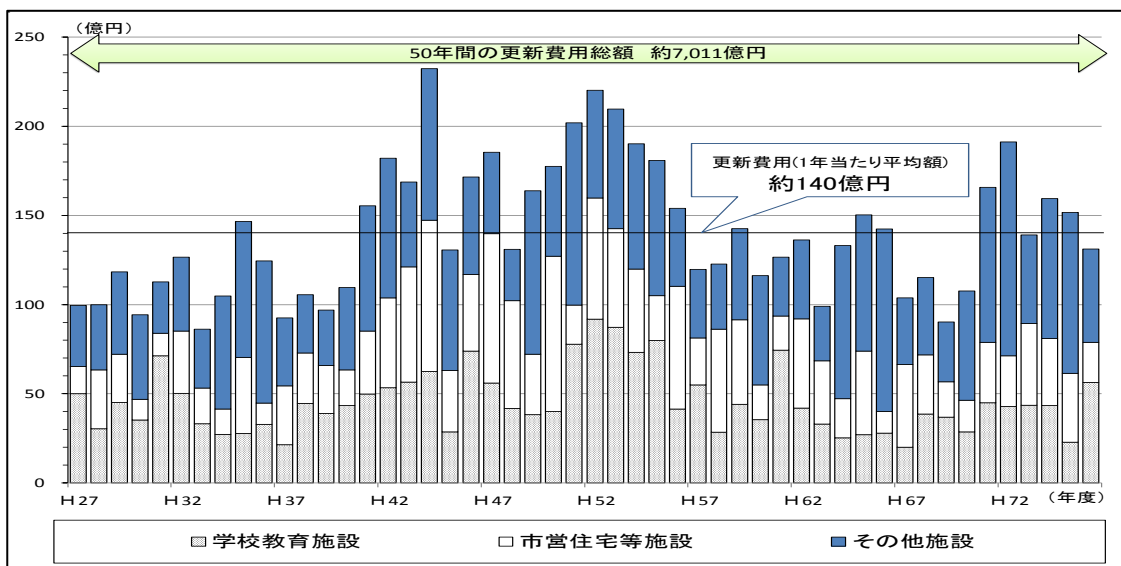


中核市要覧(平成26年度)(中核市市長会)、平成25年度公共施設状況調査(総務省調査)より集計、グラフ化

ア 公共施設

本市の施設は、建築後30年以上を経過した施設が半数を超えている。施設の耐用年数は一般的に60年と言われており、施設の老朽化度合いに応じて、近い将来、大規模改修や建替えが必要となる。

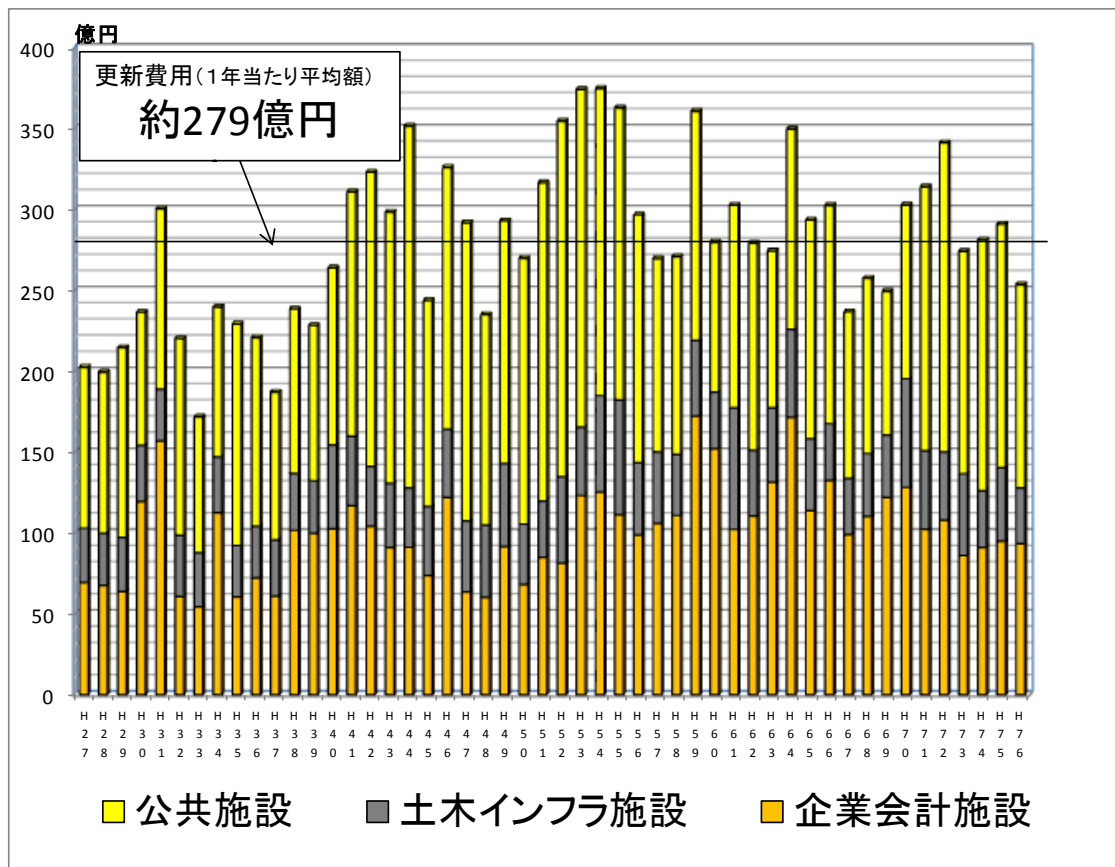
仮に、建築30年後に大規模改修、60年後に現状と同規模で建替えが行われた場合、平成27年(2015年)から平成76年(2064年)までの50年間で総額約7,011億円、年平均で約140億円が必要となる。



データ	公共施設カルテ (平成26年3月31日現在)
耐用年数	60年 (周期: 補修15年、大規模改修30年、建替え60年)
更新単価	・補修・改修・建替え単価は、建築着工統計及び建設物価調査会公表資料を参考に設定
算出方法	・平成26年度以降、新規整備はない(ストック総量一定)と仮定 ・更新費用(円) = 更新単価(円/m ²) × 将来年次別更新ストック量(m ²)

イ 公共施設等全体

公共施設、土木インフラ施設及び企業会計施設の全合計は、年平均で約279億円の更新費用が必要となる。

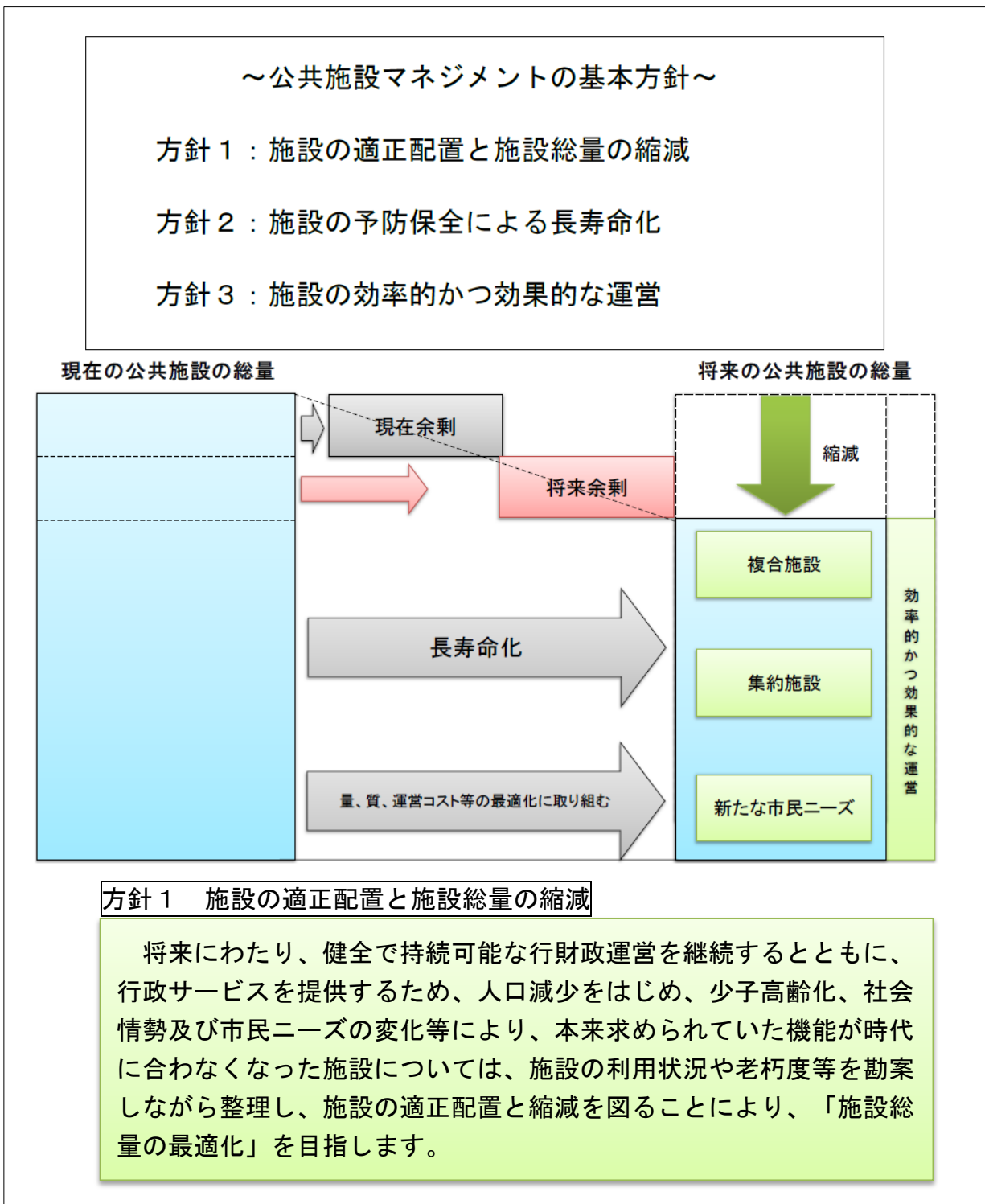


基本理念

次の世代に負担をかけない
安全・安心な施設を引き継ぎ、
魅力ある「新しいまちづくり」を
推進していきます

ア 公共施設の基本的方針

平成27年3月に策定した基本方針では、以下の3つの取組方針を定めた。



ア 新規整備の抑制

- ・新たな市民ニーズに対応する場合は、施設の新規整備を抑制するため、既存施設の複合化や転用等により有効活用を図ることを検討します。
- ・合理的な理由により真に必要な新規整備を行う場合は、ライフサイクルコスト等を十分に検討するとともに、財政状況に見合った「施設総量の最適化」を図りながら、新たな整備需要に応じていくよう努めます。

イ 既存施設の見直し

- ・時代の変遷等により市民ニーズが変化し利用者が少ない施設や空きスペースが見られる施設については、将来においても有用な施設であるかを検討した上で、施設機能の移転や施設の統廃合を含めた施設保有のあり方を検討します。
- ・老朽化に伴い更新する場合は、施設総量を縮減するため、施設機能を維持しつつ、周辺施設との複合化や集約化、又は他施設からの転用等について検討します。
- ・複合化が難しい施設の更新は、ライフサイクルコストを検討し、必要最小限の規模とします。

ウ 余剰施設の有効活用

- ・施設の複合化や集約化等に伴い余剰となった土地や建物、又は空きスペースについては、転用、売却及び賃貸等により有効活用を図り財源の確保に努めます。
- ・転用可能な施設や空きスペース等を含む施設情報については、一元管理することにより、施設の有効活用に関する全庁的な総合調整を行います。

方針2 施設の予防保全による長寿命化

維持する施設については、これまでの事後保全から予防保全へと転換し、施設の長寿命化を図ります。

ア 予防保全型の維持補修への転換

- ・これまでのように壊れてから補修を行う「事後保全」から、長期的な視点に立ち計画的に補修を行う「予防保全」の考え方を取り入れることにより、施設の長寿命化及び財政負担の平準化を図ります。
- ・工事の実施にあたっては、財政状況を勘案し、緊急度の高いものから優先順位を付して行う施設保全の仕組みを検討します。

方針3 施設の効率的かつ効果的な運営

施設の大規模改修や建替え等に係る投資的費用のみならず、施設の点検、清掃、エネルギー使用等に係る維持管理費用を縮減する等、施設の効率的かつ効果的な運営に努めます。

ア 維持管理費用の縮減

- ・施設の維持管理費用については、例えば同一の施設分類又は類似施設で比較分析を行う等により、光熱水費、委託費（清掃、警備、保守点検等）等の維持管理費用の縮減を図ります。
- ・日常の管理及び環境負荷軽減についての取組みの指針を示した維持管理マニュアルを作成する等、効率的な施設管理を推進し、運営コストの最適化に取り組みます。

イ 効率的かつ効果的な契約方式の導入等

- ・維持管理の一括契約、複数年契約、あるいは、委託仕様の見直し等、費用縮減につながる効率的かつ効果的な契約方式の導入等について検討します。

今後、この3つの方針をより具体化させていくとともに、また、総務省指針中の「(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項を中心に、実行可能なことから速やかに取り組んでいくこととする。

総務省指針（抜粋）

第一 総合管理計画に記載すべき事項

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

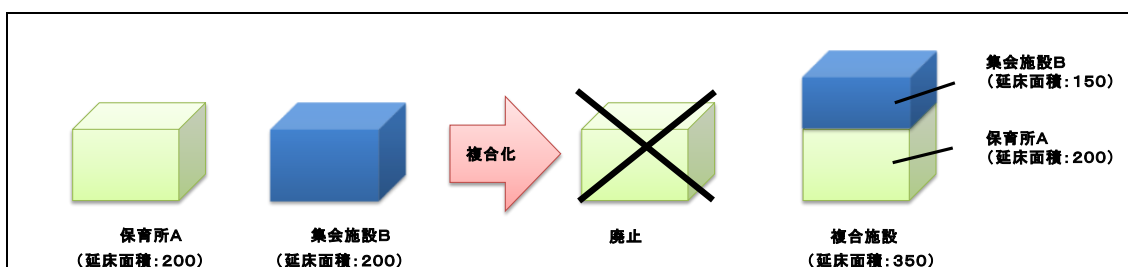
(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ①点検・診断等の実施方針
- ②維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ③安全確保の実施方針
- ④耐震化の実施方針
- ⑤長寿命化の実施方針
- ⑥統合や廃止の推進方針
- ⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

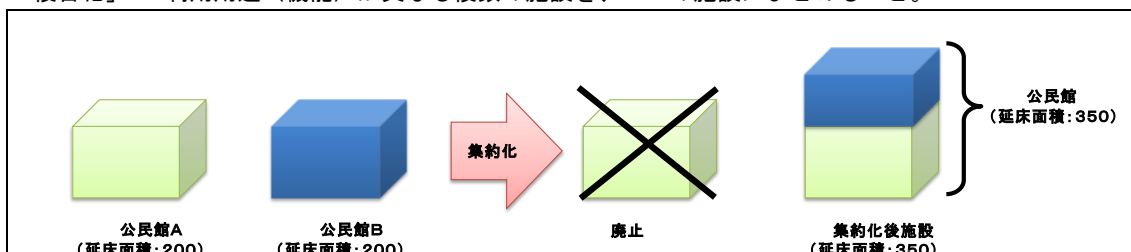
①公共施設マネジメント事前協議制度の実施（基本方針1）

公共施設を新規に整備する場合、あるいは大規模改修に併せて増改築をする場合等の計画を構想の段階から情報として収集、一元管理し、基本方針との整合を図りながら関係課との協議を経て、他の公共施設との複合化や集約化等を促進し、新規整備の抑制、余剰施設の有効利用等を図ることで施設総量の縮減を行う。

構想の段階………各課での検討段階のもの
 総合計画実施計画時………実施計画の策定、更新前に実施
 予算時………当初予算、補正予算要求前に実施



「複合化」…利用用途（機能）が異なる複数の施設を、一つの施設にまとめること。



「集約化」…同一又は類似の利用用途（機能）を有する複数の施設を、一つの施設にまとめること。

②施設総量の抑制（基本方針1）

複合化の困難な公共施設を新規に整備する場合、あるいは増築をする場合に、本来更新する予定の他の公共施設について廃止を検討することで、増嵩分に対する減築又は除却を行い、施設総量の抑制を行う。

③施設評価の実施（基本方針1）

次の世代に大きな負担を残さず、健全で持続可能な行財政運営を継続するためにも、公共施設の利用用途別に、公共施設の品質、供給、財務（運営コスト）の相対的な評価（偏差値）を行うとともに、立地する地域別に施設評価を実施する。また、実施にあたっては、納税者市民の参画による視点が必要不可欠であることから、その手法についても検討する。

品質（ハード）…施設の劣化状況の確認→築年数、耐震対応率
 供給（ソフト）…施設の利用状況の確認→利用率
 財務（ソフト）…施設の収支状況の確認→面積当たりの市負担額

④耐震化の対応（総務省指針③）

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、現存する施設については、公共施設等に係る耐震化を図ることについて、その手法等も含めて検討していく。

⑤施設のトリアージ（大規模改修、修繕の可否選別）（基本方針2）

施設評価を実施後に、公共施設の長寿命化を図る際にも、限られた予算の中で予防的保全等を行っていくため、大規模改修又は修繕の可否選別を行った後、比較的新しい施設から予防保全を行う、いわば「施設のトリアージ」を行うための基準を構築する。

⑥公共施設の除却・売却方針の事務処理方法の整備（基本方針1）

行政目的が達成され未利用となる等、将来的な利活用計画が定まっていない施設について、有償貸付けや売却を行うための統一的な事務処理方法を整備する。

⑦PFI等のPPPの活用（基本方針3）

公共施設等の整備、運営を行ううえで、その資金調達やノウハウで民間活力を活用することは、今日では必要不可欠となっている。

本市では指定管理者制度によるPPPが主な事例であるが、今後は民間資金を活用するPFIによる手法等でVFMの効果を得る等、公民連携を図っていくことを検討する。また、PFIによる手法を活用するため、人材の育成に努める。

⑧使用料等の受益者負担の見直しの実施（基本方針3）

公共施設の維持管理費を捻出するため、公共施設の利用者への応分の負担を求め、財政健全化プロジェクト（I期計画）において策定した「受益者負担の見直し基準」に基づき、受益者負担の原則により、受益者と公費負担の公平性、公正性を確保するとともに、算定方法の明確化により、財政運営の透明性を確保し、継続的に適正な受益者負担を確保する。

⑨ネーミングライツの導入（基本方針3）

公共施設を有効活用し、またその維持管理費を捻出するため、公共施設の名称に、企業の社名やブランド名を付与する権利、いわゆる「ネーミングライツ」を導入するための統一的な基準を定める。

⑩電気供給契約における一般競争入札の実施（基本方針3）

公共施設の維持管理費を縮減するため、電気供給契約において、今後、新電力の導入による電気代の節減に努めることを検討する。

⑪営繕業務に係る統一的な事務処理方法の確立とその活用

（基本方針2、3）

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について、全庁統一的な事務処理方法を確立し、業務の平準化を図るとともに、人材の育成に努めます。また、その結果、危険部位が発見された場合には、安全性の確保に繋がるよう対策を施す。

この他にも、他市における先進事例を基に、可能なものから積極的に取り組む必要がある。

イ 土木インフラ施設の基本方針

公共施設については、複合化や集約化等により、総量縮減を図り、修繕・更新コストを抑制することは可能であるが、道路、橋梁、河川等の土木インフラ施設については、市民の生活を支える地域に密着した施設であり、一度布設したものを廃止することは現実的ではない。むしろ、これまで整備してきたこれらの施設を、各施設の長寿命化計画等に基づき、計画的に点検、修繕、更新を行う。

ウ 企業会計施設の基本方針

上水道、工業用水道、公共下水道及び病院についても、土木インフラ施設と同様に市民生活を支えるライフラインであり、やはり施設の廃止を検討するといったことは現実的ではない。

また、ポートルースについては、平成26年4月から地方公営企業の全部適用を図り、公営企業として、新たにスタートを切ったところであり、より経営体制の効率化、充実を図り、健全なレジャー施設として全ての利用者に楽しんでもらえるよう施設やサービスの充実を図るとともに、収益事業として本市財政への貢献を図っていく必要がある。

また、公営企業全般について、平成26年8月に総務省から示された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）に基づき、引き続き公営企業として事業を行う場合には、経営環境が厳しさを増す中であっても、事業、サービスの提供を安定的に継続できるよう、中

長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、経営健全化に取り組むことが必要とされているところであり、それぞれの公営企業の「経営戦略」を策定していくことが求められていることから、この経営戦略等に基づき、企業会計施設についても、計画的に点検、修繕、更新を行う。

(9) 基本目標

第3章 3.3

ア 基本目標の考え方

①人口減少に着目

○市民1人当たりの公共施設延床面積(施設総量は現状維持と仮定)

平成27年3月31日現在 $1,547,111.48\text{m}^2 \div 273,736\text{人} \doteq 5.7\text{m}^2/\text{人}$

20年後

平成47年(見込) $1,547,111.48\text{m}^2 \div 211,972\text{人} \doteq 7.3\text{m}^2/\text{人}$

○人口全体の減少率

H47(2035年) H27(2015年)
 $(211,972\text{人} - 273,736\text{人}) \div 273,736\text{人} \doteq \Delta 23\%$

○生産年齢人口の減少率

H47(2035年) H27(2015年)
 $(112,111\text{人} - 153,880\text{人}) \div 153,880\text{人} \doteq \Delta 27\%$

②財政面に着目

○過去5年の普通建設事業費と将来の更新費用の比較

(単位：億円)

区分	今後50年間		今後20年間(計画期間)	
	更新費用総額	年平均	更新費用総額	年平均
公共施設等全体	13,961	279	5,007	250
一般会計負担分	8,830	177	3,205	160

過去5年の

普通建設事業 更新費用

(99億円 - 160億円) ÷ 160億円 ≒ △38%

イ 基本目標について

基本目標

計画期間中において、多額の更新費用の不足が見込まれること、また、今後の人口減少、特に、生産年齢人口の減少は、市民1人当たりの維持管理費の増加とともに、税収の減少にも繋がることから、計画期間である平成27年度(2015年度)から平成46年度(2034年度)までに、公共施設の延床面積を最低30%以上縮減することを基本目標とします。

$$1,547,111.48\text{m}^2 \times \Delta 30\% \approx \Delta 465,000\text{m}^2$$

20年後の市民1人当たりの公共施設の延床面積(試算)
 $(1,547,111.48\text{m}^2 - 465,000\text{m}^2) \div 211,972\text{人} \approx 5.1\text{m}^2/\text{人}$

(10) 施設用途別の方針

公共施設等の用途別（公共施設15分類、土木インフラ施設6分類、企業会計施設5分類）に、それぞれの「施設概要」、「施設の現状と課題」及び「今後のマネジメント方針」を記載している。「今後のマネジメント方針」の抜粋は以下のとおり。

ア 公共施設

①庁舎等施設 ●今後のマネジメント方針

○支所については、証明書コンビニ交付サービスによる証明書発行状況を検証するとともに、公民館等の老朽度、利用状況、地理状況、今後の人口動態、ICT技術の活用等を踏まえながら統廃合を含む支所のあり方について検討します。

②集会施設 ●今後のマネジメント方針

○商工業振興センター、公民館、勤労青少年ホーム、老人憩の家等は、いずれも集会機能を持つ類似施設であることから、老朽度、利用状況、地理状況等を勘案しながら、今後、施設の複合化、集約化、廃止等を検討し、施設総量の縮減を図ります。

③文化施設 ●今後のマネジメント方針

○図書館以外の文化施設は、本市の歴史を象徴する施設や文化振興、観光交流を図る施設でもあるため、各施策の方向性を踏まえつつ適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、利用促進を図ります。

④スポーツ施設 ●今後のマネジメント方針

○下関市体育館は、老朽化が著しいため、更新する場合には複合化を前提に検討する等、施設総量の縮減を図ります。
○地域の体育館については、老朽度、利用状況、地理状況等を勘案しながら、類似施設を含めて機能を集約する等、施設総量の縮減を図ります。

⑤医療保健福祉施設 ●今後のマネジメント方針

○医療保健福祉施設については、老朽化した施設もあることから、今後、施設の必要性や利便性を検証するとともに、更新にあたって複合化が難しい施設については、必要最小限の規模での更新を検討します。

⑥保養観光施設 ●今後のマネジメント方針

○保養観光施設については、市民や観光客が気軽に利用でき、サービスが充実した休養のための施設である一方で、民間事業者においても同種のサービスの提供が行われているため、行政としてサービスの提供を継続すべきかその必要性を検討します。特に、利用者が少ない、又は採算性の低い施設は、指定管理者制度による効果的な行政サービスが提供できているか等の検証を行うとともに、民間譲渡、統廃合等を含めた施設総量の縮減を図ります。

⑦産業振興施設 ●今後のマネジメント方針

○産業振興施設は、本市の産業振興を図る上で重要な役割を担っており、今後も適切に維持管理を進めていくことを基本とします。一方で、利用者が少ない、又は採算性の低い施設は、民間譲渡、統廃合等を含めた施設総量の縮減を図ります。

⑧市営住宅等施設 ●今後のマネジメント方針

○市営住宅等施設については、本計画の下位計画となる「下関市公営住宅等長寿命化計画」（平成24年3月策定）に基づき、真に住宅を必要とする世帯（要支援世帯）に対する住宅の供給を行いつつ、施設総量の縮減を図ります。また、耐用年数を超過する老朽化した住宅については、安全性等を考慮した上で、適時、募集停止や建替え住宅等に住み替えの推奨を行い、完了したもののから順次、用途廃止を行います。

⑨消防施設 ●今後のマネジメント方針

○消防施設については、市民の生命と財産を守るために欠かせない地域防災拠点となる施設であることから、適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、予防保全による改修等を計画的に実施します。なお、消防機庫については、消防団員の活動拠点として必要不可欠であるものの、施設数が多いことから、計画的に整備を行う必要がある一方で、人口減少も見込まれることから真に必要となる整備に限るほか、更新費用の平準化や維持管理費用の抑制に努めます。

⑩児童福祉施設 ●今後のマネジメント方針

○保育園、幼保連携型認定こども園については、既存の施設を適切に維持管理するとともに、本計画の下位計画となる「下関市立就学前施設の整備基本計画」（計画期間：平成 27 年度～平成 36 年度）に基づき、幼稚園との統廃合により幼保連携型認定こども園を整備します。また、将来にわたって必要不可欠な行政サービスを提供していくため、民間活力の導入を進めます。

⑪学校教育施設 ●今後のマネジメント方針

○小・中学校については、本計画の下位計画となる「下関市立小・中学校耐震化計画」に基づき耐震補強を進め、学校施設ごとの長寿命化計画を策定します。また、同様に下位計画である「下関市立学校適正規模・適正配置基本計画」（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）に基づき統廃合を進めます。

⑫公園施設 ●今後のマネジメント方針

○公園については、建築物の有無にかかわらず、本計画の下位計画となる「下関市公園施設長寿命化計画」（計画期間：平成 26 年度～平成 45 年度）に基づき、安全・安心を確保しつつ、重点的・効率的な公園施設の維持管理及び更新に努めます。また、「下関市公園施設長寿命化計画」の対象とならない公園施設についても、定期的な点検を実施し、適切な維持管理に努めます。

⑬職員住宅 ●今後のマネジメント方針

○教職員住宅は、入居状況を勘案しつつ、老朽化が進んでいるものについては廃止を検討します。

⑭インフラ施設 ●今後のマネジメント方針

○インフラ施設については、統廃合することが困難な施設であり、適切に維持管理し、長寿命化を図ります。また、予防保全の実施により維持管理費用の軽減を図ります。

⑮その他施設 ●今後のマネジメント方針

○書庫・倉庫については、収納している内容物等の状況から必要性を検証し、廃止を含めた施設総量の縮減を図ります。
○公衆便所については、利用状況、地理状況等をもとに必要と判断されるものについては適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、集約化を検討します。
○斎場については、適切に維持管理し、今後の火葬需要を考慮しつつ集約化を検討します。

イ 土木インフラ施設

①道路・橋梁 ●今後のマネジメント方針

○橋梁については、今後は、道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）において、橋梁やトンネルなどの道路施設は、近接目視による 5 年に 1 回の点検が義務付けられたため、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間に市内の全橋梁を総点検するとともに、「下関市橋梁長寿命化修繕計画」を見直すことにより、橋梁の長寿命化を図ります。

②農道・林道 ●今後のマネジメント方針

○農道については、効率的な維持管理を行い、橋梁やトンネルの長寿命化を図ります。このうち、広域農道については、県営事業により路肩コンクリートを整備し維持管理を行います。また、土地改良区等各地域住民が管理する農道については、これまでどおり管理を行い、舗装等については、多面的機能支払交付金（市補助金）や市営土地改良事業などを活用し、土地改良区等各地域住民の実施により整備します。

③河川 ●今後のマネジメント方針

○河川は自然公物であり、護岸等施設は永久構造物であることから、経年劣化による損傷に比べ、気候災害や人的事故等の事象による損傷発生の可能性が高く、定期的な巡視や被災後の点検等により現況の把握に努め、適切な機能回復を図ります。

④漁港 ●今後のマネジメント方針

○漁港については、漁港ごとに策定している「機能保全計画」に基づき、適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減及び平準化を図ります。また、「機能保全計画」が未策定の施設については、平成 29 年度までに策定を予定しています。

⑤農業集落・漁業集落排水施設 ●今後のマネジメント方針

○農業集落排水施設については、今後は老朽化による修繕の増加が見込まれるため、全 8 地区の機能診断を実施し、「最適整備構想」を策定し、計画的な更新を行います。

⑥港湾施設 ●今後のマネジメント方針

○港湾及び海岸については、「維持管理計画」に基づき、適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減と平準化を図ります。また、「維持管理計画」を未策定の施設については、平成 31 年度までに策定します。

ウ 企業会計施設

①上水道 ●今後のマネジメント方針

○長府浄水場については、施設の更新にあたり、将来の人口減少を考慮し、施設を縮小するとともに、浄水処理方法を変更します。その他の浄水場についても、施設の統廃合又は縮小を行います。また、施設の維持管理については、これまでと同様に定期的な点検や補修に加え、今後策定する「設備更新計画」に基づき、計画的な設備の更新・保全を行います。

②工業用水道 ●今後のマネジメント方針

○管路については、埋立地である大和町の管路は、安定給水のため同一ルートで2本の管を布設する2条化を進めるとともに、経年化や埋設環境、断水時のリスク等により更新が優先される管路については、計画的に耐震管への更新を行います。

③公共下水道 ●今後のマネジメント方針

○施設については、処理場、ポンプ場単位で「長寿命化計画」を策定し、計画的に施設の改築・更新を行います。また、施設の維持管理については、これまでと同様に、定期的な点検に基づき修繕計画を策定し、適正な維持管理を行います。

④豊田中央病院 ●今後のマネジメント方針

○今後の維持管理については、病院及び診療所の機能を適切に確保するため、施設の日常点検及び法令等に基づく定期点検等を行うことにより現状把握に努めることにより計画的に施設の修繕及び更新を行います。

⑤ボートレース ●今後のマネジメント方針

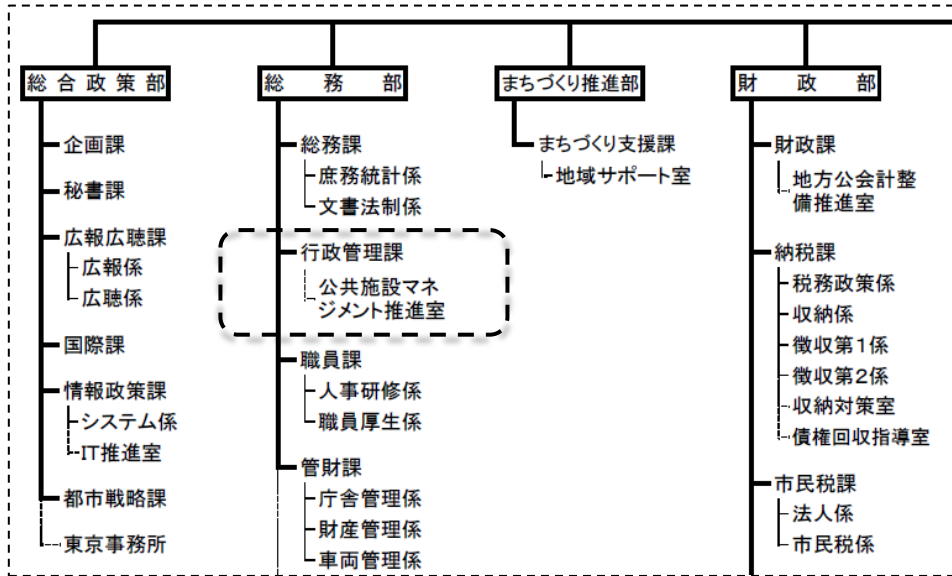
○企業会計に移行したことにより、これまで以上に経費の節減を図るとともに、受託レースの拡大等による収益の確保に努め、減価償却費の積み立てにより、施設の改修に努めます。

(11) 本計画の管理の仕組みについて

ア 現行の組織体制

総務部行政管理課（下関市公共施設マネジメント推進室）
公共施設等のマネジメントを推進すること

○現行の組織体制（組織図より抜粋）



イ 庁内での取組み等

この公共施設の更新問題は、全庁的に取り組むべき課題であり、そのためには職員一人ひとりが問題意識をもち、理解して取り組むことが必要不可欠となる。そのため、公共施設マネジメントに関する継続的な職員研修や広報等を通じて、職員への意識啓発を促し、人材の育成に努めることとしている。

○取組み事例



3. 諮問・答申について

(1) 下関市公共施設マネジメント推進委員会の活動状況

- ・委員 5人(大学准教授、税理士、高校教員、銀行員、連合自治会長)
- ・審議 全3回開催(10/13, 10/19, 11/19)

(2) 答申の主な内容(平成27年11月30日)

ア 全体意見

- ① 財政に与える影響が非常に大きいため、喫緊の課題として、また最重要課題として取り組むこと。
- ② 市の財政状況が厳しいことへの理解を得ながら「各地域のまちづくり協議会をはじめとした市民団体との対話を図っていくことが、これからの『市民との協働』の手法として相応しい」と考えられる。

イ 個別意見

- ① 計画期間 →妥当と考えられる。
- ② 基本目標 →妥当と考えられるが、基本目標に安心することなく強い意識を持って臨むこと。
- ③ 基本的な方針 →公民連携を図り、PFIを推進するためのプラットフォームの設置を検討すべきである。
- ④ 施設用途別のマネジメント方針→今後、より具体的に取組むこと。
- ⑤ 本計画の管理の仕組み →推進体制を強化すべきである。

ウ 今後の留意点

- ① 取組みにあたっては、前倒しして取組むこと。
- ② 今後予定される「統一的な基準による地方公会計」に基づく財政分析を活用すること。
- ③ 組織横断的に機能するしくみを構築し、トップマネジメントによる下関市のあるべき姿を明確化できる体制を検討すること。
- ④ 外部アドバイザーを招聘するなどして外部の視点を入れること。

資 料

下関市公共施設マネジメント推進委員会会長 様

下関市長 中尾 友昭



下関市公共施設等総合管理計画案について（諮問）

本市の公共施設は、主に昭和40年代半ばから50年代にかけて整備されており、今後10年から20年の間に更新時期を迎える施設が多く存在し、多額の更新費用が必要となると見込まれます。一方で、全国の多くの地方公共団体と同様、中長期的には、人口の減少や少子高齢化が進むこと、財政的には今後も厳しい状況が続くことが予測されること等から、今ある全ての施設を保有したまま施設の更新等を続けることは困難であり、公共施設の老朽化対策は喫緊の深刻な課題となっております。さらに本市の保有する公共施設は、市民一人当たりの延床面積は5.6㎡と、中核市の中でも群を抜いて多い状態にあり、これに土木インフラ施設、企業会計施設を加えた場合に、行政経営の観点から、本市が保有する公共施設等を資産と捉え、公共施設マネジメントを強力に推進していく必要があります。

このため、昨年4月に総務省から策定要請がなされた「公共施設等総合管理計画」について、本市の現況を踏まえて「下関市公共施設等総合管理計画」案を作成しました。本計画は、財政問題への解決の糸口として策定するだけでなく、今後の本市のまちづくりの基礎とするものとして考えており、本市の進むべき方向としての妥当性、必要事項を網羅しているかどうか等広い観点からご審議いただきたく、ここに諮問いたします。


記

1. ご審議いただきたい事項
 - (1) 下関市公共施設等総合管理計画案について
 - ア 計画期間
 - イ 基本目標
 - ウ 基本的な方針
 - エ 施設用途別のマネジメント方針
 - オ 本計画の管理の仕組み
 - カ その他、全般を通じた意見
2. 答申として意見をいただきたい事項
 - (1) 下関市公共施設等総合管理計画案について

平成27年11月30日

下関市長 中尾 友昭 様

下関市公共施設マネジメント推進委員会

会 長 杉浦 勝章 

下関市公共施設等総合管理計画案について（答申）

平成27年10月13日付下行第570号にて諮問のありました標記の件について、妥当性のあるものとして答申します。なお、計画案全体及び個別事項について、審議における意見を別添のとおり意見書として付すこととします。

下関市公共施設等総合管理
計画案に関する答申意見書

平成27年11月30日

下関市公共施設マネジメント推進委員会

目 次

1	はじめに	- 1 -
2	諮問を受けた計画の内容	- 1 -
	（1）計画の構成	- 1 -
	（2）諮問の内容	- 1 -
3	計画に係る審議方法	- 2 -
	（1）計画全体について、事務局より説明	- 2 -
	（2）計画中、審議事項を個別審議	- 2 -
4	審議の結果	- 3 -
	（1）全体意見	- 3 -
	ア 計画の必要性及び重要性について	- 3 -
	イ 市民との協働について	- 3 -
	（2）個別意見	- 4 -
	ア 計画期間について	- 4 -
	イ 基本目標について	- 4 -
	ウ 基本的な方針について	- 5 -
	エ 施設用途別のマネジメント方針について	- 5 -
	オ 本計画の管理の仕組みについて	- 6 -
5	計画の実施にあたっての今後の留意点	- 7 -
	（1）計画期間について	- 7 -
	（2）基本目標について	- 7 -
	（3）推進体制について	- 7 -
	（4）市職員の育成について	- 7 -
	（5）その他	- 8 -
6	まとめ	- 9 -
	委員名簿	- 10 -

1 はじめに

下関市では、公共施設等の老朽化対策に取り組むため、平成26年に要請された総務省の指針に基づき「下関市公共施設等総合管理計画」を策定する予定としている。

本答申書は、平成27年10月に下関市長から下関市公共施設マネジメント推進委員会会長に対して諮問を受けた「下関市公共施設等総合管理計画案」（以下「計画」という。）について審議し、意見としてまとめたものである。

2 諮問を受けた計画の内容

下関市長から諮問を受けた計画については、次のとおりである。

（1）計画の構成

- 第1章 下関市公共施設等総合管理計画について
- 第2章 現状と課題
- 第3章 基本的な方針
- 第4章 施設用途別の方針
- 第5章 本計画の管理の仕組み

（2）諮問の内容

- ア 計画期間
- イ 基本目標
- ウ 基本的な方針
- エ 施設用途別のマネジメント方針
- オ 本計画の管理の仕組み
- カ その他、全般を通じた意見

3 計画に係る審議方法

計画の審議については、次の手順で実施した。

(1) 計画全体について、事務局より説明

(2) 計画中、審議事項を個別審議

ア 計画期間

20年間（平成27年度～平成46年度）の計画期間を設定することについて

イ 基本目標

計画期間中に公共施設の延床面積を30%以上縮減する基本目標を設定することについて

ウ 基本的な方針

計画における基本的な方針の設定について

エ 施設用途別のマネジメント方針

公共施設15種類、土木インフラ施設6種類、企業会計施設5種類ごとのマネジメント方針の設定について

オ 本計画の管理の仕組み

計画を実施するための推進体制として全庁的な会議を設定すること等について

カ その他、全般を通じた意見

4 審議の結果

(1) 全体意見

ア 計画の必要性及び重要性について

下関市の公共施設は、全施設のうち、既に築30年以上の施設が約6割に達し、今後10年から20年の間に個々の公共施設の更新をどうするか検討する時期にきていること、また、中核市平均の市民1人当たりの公共施設延床面積「3.3㎡」を大きく上回る等、他の自治体と比べても施設総量が多いこと、そして、全国的な動向と同じく人口減少と少子高齢化が進行することが予測されていることから、公共施設の更新費用、維持管理費が市の財政に与える影響も非常に大きいため、喫緊の課題として、また最重要課題として取組む必要がある。

イ 市民との協働について

本計画は、今後のまちづくりに関して重要な役割を担うことは明らかであり、市民との協働の中で進めていくべきである。

特に、下関市は、平成17年の1市4町合併後、広大な行政面積を持つようになり、それぞれの地域における特性や歴史があるため、これらを尊重する必要がある。

また、全国的に先進事例となるものがあれば、参考にしながら柔軟に対応することが重要である。

例えば、下関市では「住民自治によるまちづくり」が始動しはじめたことから、市の財政状況が厳しいことの理解を得ながら各地域のまちづくり協議会をはじめとした市民団体との対話を図っていくことが、これからの下関市の「市民との協働」の手法として相応しいと考えられる。

(2) 個別意見

ア 計画期間について

公共施設マネジメントの取組み自体が、長い年月を必要とするものである。下関市の市民1人当たりの公共施設延床面積が「5.6㎡」であり他市と比較しても施設総量が非常に多いことから、下関市として速やかに取り組むべき課題であり、また、財政状況が逼迫^{ひっぱく}していることを踏まえると、他市の公共施設等総合管理計画では、30年、40年、50年という計画期間を設定する例も見受けられるが、下関市においては短期的に成果を出していく必要がある。このため、計画期間を「20年間」とすることについては、妥当と考えられる。

イ 基本目標について

基本目標として、「公共施設延床面積の30%以上を縮減すること」については、今後の下関市の人口推計、とりわけ生産年齢人口の減少を参考に、当面の目標として設定しており、一応の理解は示すものである。一方で、この目標を達成するための具体的なアプローチの手法に欠けているため、試算であったとしても速やかに基本目標を達成するための検証作業として、縮減対象となる公共施設の抽出、積上げ等の作業をマネジメントの第一歩として行うべきであるという意見もあった。

なお、中核市平均の市民1人当たりの公共施設延床面積「3.3㎡」を、計画期間中の基本目標にする場合には、「約55%を縮減すること」が必要となり、下関市の現在の公共施設の半分以上を縮減しなければ他市の平均的な水準にならないという非常に厳しい試算となる。更に、土木インフラ施設の更新もあることから「30%以上を縮減する」という基本目標に安心することなく、計画的に、且つ、まちづくりとしての側面を失うことなく「中核市平均の市民1人当たりの公共施設延床面積『3.3㎡』を達成する」くらいの強い意識を持って臨む必要がある。

ウ 基本的な方針について

下関市は、公共施設マネジメントにおいても、地元の経済を活性化するための「地産地消」、「地元優先」等の仕組みを検討することにより、公民連携を積極的に行うなど、「まちづくり」の観点を盛り込むべきである。

P F I の推進は避けて通れないものであり、人材の育成にあたっては、行政内部の職員に限らず、広く公民連携の体制を敷くための地元企業等との連携にも留意するべきであり、例えば、下関市と地元企業等との間での事例研究等を行う場として他市に見られるような「プラットフォーム」の設置の検討を行うべきである。

エ 施設用途別のマネジメント方針について

事務局より「今後、策定予定の適正配置計画（仮称）を通じて、より具体的に整理していく。」との説明を受けたが、基本目標として設定しようとしている「30%以上の縮減」は容易な取組みではなく、これを達成するためには、より具体的な取組みを方針として掲げ、基本目標を達成するための裏付けとすべきである。特に類似施設や老朽化した施設については、この計画の策定を機に積極的に複合化、集約化及び未利用財産の譲渡等を図るべきと考えられる。

また、本計画中の文化施設や消防施設におけるマネジメント方針は、他の施設用途のマネジメント方針と比べて消極的な取組みとしての印象が拭えないものであり、積極的な取組みを謳うべきである。

更に、人口減少の中、民間では空き家も多く見られる等の状況の中で、市営住宅にあっては新規の市営住宅に関する需要がどの程度あるのか現状分析を正確に行うべきである。この他、本計画は、全ての公共施設を対象とした計画であり、施設の更新費用の捻出方法、資金調達の観点だけでなく、収益を目的と

した事業については、収益が上がらない場合には廃止を検討するべきである。

オ 本計画の管理の仕組みについて

他市における先例として、公共施設マネジメントに関する専門の組織、財務系の組織、行政改革系の組織で行う例等があり、組織の態様は、公共施設マネジメントにおけるその置かれた背景の違いや、各自治体におけるこれまでの取組状況の違いもあるため一様に語るべきではないが、公共施設マネジメントは、市全体を見渡す業務であり、現在の他の業務も所管する一課での体制で業務を行うのは難しいと考えられる。

このため、単純に他市の例を模倣するのではなく、下関市に適したかたちで、効率的かつ効果的に運営されるべきものであり、今後、下関市が本計画に取組む過程で、その段階に応じて最も行政機能が発揮できる組織の形態を検討し、これまでの組織体において俗に「縦割り」と揶揄されることの無いよう関係部局間での連携を強化するべきである。

5 計画の実施にあたっての今後の留意点

(1) 計画期間について

計画期間が「20年間」であることから、本計画の確実な進行管理を行い、取組みの先延ばしや減速が無いよう、むしろ前倒ししてでも取り組むこと。

(2) 基本目標について

基本目標が「公共施設延床面積の30%以上縮減」とあることから、その目標の意義を明確化するため、財政状況の積極的な把握、分析に努めるとともに、今後予定される「統一的な基準による地方公会計」に基づく財政分析を活用すること。

(3) 推進体制について

「公共施設マネジメント推進会議」での検討を基に取り組むだけでなく、既存の組織間での連携を密に行い、組織横断的に機能するしくみを構築し、行政経営の観点からトップマネジメントによる下関市のあるべき姿を明確化できる体制を検討すること。また、外部からの意見を取り入れるため、外部アドバイザーの招聘等を検討すること。

(4) 市職員の育成について

本計画を実効性のあるものにしていくためには、まず本計画を実践していく市職員自身の意識が醸成されなければ進むはずも無いことから、取組みの必要性等に関する意識の醸成は勿論のこと、実務面、技術面での人材育成や職員自身への動機付けの仕組みを検討すること。

(5) その他

本計画の取組みについて、市民向けに広報媒体を積極的に活用し、市民への周知を図るだけでなく、市民の理解を得るための仕組みを検討すること。

また、資産の積極的な活用のため、不要となった資産の取扱いについての情報を積極的に発信する他、未利用財産の売却等で企業誘致を行う等、「まち」が活性化するための施策、賑わいを創出する施策についても工夫すること。

6 まとめ

人口減少や少子高齢化の進展等による社会環境の変化がある中で、「新しいまちづくり」の観点から公共施設の有効活用を図るとともに、行政経営の観点から所期の行政目的を果たした財産については積極的な整理を図る必要がある。

今回の計画は、取組みを前倒ししながら、進行管理を確実に行うなど、いわゆる「PDCAサイクル」により管理する必要がある。そして、その結果を、情報として毎年、市民、議会に報告する等情報の積極的な公開に努めるとともに、緊張感を持って本業務に取り組むべきである。

また、今後は、「新しい公共のあり方」として、「公民連携」を推し進めるべきである。そのためには、公共施設マネジメントの重要性を、職員に意識として根付かせるべきであり、従来型の縦割りの思考を排除し、職員研修等の様々な機会を通じて人材の育成に力を入れる必要があるとともに、地域を巻き込んで、地域と一体となって本計画を実行に移すべきである。

最後に、下関市の公共施設は、全施設のうち既に築30年以上の施設が約6割に達し、また、市民1人当たりの公共施設延床面積が中核市平均の「3.3㎡」を大きく上回る「5.6㎡」となっている等、公共施設マネジメントの推進は待ったなしの状況である。今後も厳しい財政状況が続くことが予測されることから、財源確保、歳出削減等の行財政改革を強力に進めていくべきであり、また、これを新しいまちづくりの機会として捉え、下関市を担っていく次の世代に負担を残さないための大きな転換点であることを市民に理解を求めるとともに、課題等を行政及び市民の双方で共有し、本計画が円滑に機能することを切に願うものである。

委員名簿

役職	氏名	職業・役職等
会長	杉浦 勝章	公立大学法人下関市立大学准教授
副会長	齊藤 勲	中国税理士会下関支部長
委員	永尾 遜	連合自治会会長
委員	松原 浩一	山口県立下関中央工業高等学校建築科長
委員	山西 淳	株式会社 山口銀行地域振興部長